

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング

2. 日時：令和3年7月7日（水）10時30分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
伊藤安全審査官、島村主任安全審査官、木村管理官補佐、上野管理官補佐、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所バックエンド技術部 技術主席 他5名
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室
マネージャー 他1名

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料1及び資料3に基づき、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その4）について、6月30日の面談における原子力規制庁からの確認事項に対する回答があった。また、資料2に基づき、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その6）について6月3日の面談における説明の変更について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の点を伝えた。

- （1）セル排風機を設置している第2廃棄物処理棟ホット機械室を火災区域としているが、火災区画の設定が明確になっていない。セル排風機は延焼防止のために、金属製のボックスにて覆うこととしていることを踏まえ、ホット機械室内の火災区画の設定について示すこと。
- （2）セル排風機を覆っているボックスに付帯する自動消火設備は、外部電源喪失時に自動消火機能が失われるとしているが、休日、夜間等の作業員不在時に外部電源が喪失した際の消火対応について、整理して

提示すること。

- (3) 火災対策について、設備対応が困難であって作業員による対応の検討が必要な箇所については、設備による対応と作業員による対応の比較を示した上で、設備と同等の安全性を確保できることを示すこと。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1 放射性廃棄物処理場の設計及び工事の計画の認可申請（その4）
申請概要等

資料2 漏えい警報装置に係る系統図の補正申請について

資料3 原科研廃棄物処理場設工認（その4）に係るコメント（6月30日）回答